

令和6年度 第3回 日進市子ども施策推進委員会 議事録要旨

日時：令和6年12月23日（月）午前10時から午前12時00分まで

場所：日進市役所本庁舎4階 第3会議室

出席委員：伊藤 龍仁（委員長）、渡辺 桜（副委員長）、南 千景、蛭牟田 弘樹、
衣川 友紀、吉川 香織、石橋 晃、早川 真理、熊谷 豊、
黒田 麻衣子、牛田 由美子

欠席委員：田島 リカ

事務局：健康こども部 棚瀬 浩三（部長）、小濱 光育（次長）
子育て支援課 村瀬 立子（主幹）、小出 佐和子（課長補佐）、
伊藤 俊輔（係長）
こども課 安彦 直美（主幹）
健康課 小川 まゆみ（主幹）

傍聴可否：可

傍聴有無：無

<次第>

1 あいさつ

2 議題

（1）第三期日進市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント（案）
について

3 その他

<議事録要旨>

1 健康こども部長あいさつ

2 議題

(1) 第三期日進市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント（案）について
【委員長】まず議題1 第三期日進市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】《 議題1 説明 》

【委員長】ありがとうございました。

膨大な内容になりますし、今回は3章までのところの審議でしたけれども、実際の中身、特に4章、5章について、実際に中身を確認しつつ審議しなくてはなりません。

全部を幅広くということはなかなか難しいですけれども、ぜひ皆さんの専門分野等を中心にお気付きの点をご発言いただけたらというように思います。特にまず、もちろん1章、2章、3章に絡んではいると思いますが、4章、5章について、ご意見やご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】特に気になった2つを質問させてください。

4章、5章に『アンケート・ヒアリングからの意見』が入っています。アンケート・ヒアリングからの意見と、ここに書いてある個別目標たちとの関連というか、このアンケート・ヒアリングからの意見を取り入れて、この目標を作ることができたのかどうか。こうやって並んで書いてあると、このアンケート・ヒアリングからの意見がここにきちんと取り入れられたと言いたいのかな、というように見られると思いますが、タイミング的にそれができたかなと思っていました。これがどういう位置付けでここにあるのかということをはっきりさせたいのと、何となく聞きましたよという感じでここに入れてあるだけだと、聞かれた方が少し傷つくみたいところがやはりあるので、どういう位置付けでここに入っているのかということを知りたいです。

あともう1つ、私は、どうしても『放課後子ども総合プラン』のことがすごく気になっています。『小学生の放課後の居場所づくりの充実』の個別目標3のところですが、保育園のことに限っては『質の高い保育サービス等の充実』と書かれていますが、放課後の居場所づくりについては、場所をとにかく増やすというようなニュアンスのことは書かれているのに、その質については何もほとんど書かれていなくて、『適正な管理運営を行います』の、この『適正』とはどういう状態なのか、ということが書か

れていないことが心配だなと思います。民間児童クラブの誘致ということは必要なことなのかもしれないですけども、どういう基準で民間にお願いするのかということが定まらないまま、誘致をどんどん進めるということが本当に正しいのかということをやはり疑問に思っています。今、保育園はきちんとありますよね、そういう広さがこれだけの広さで、これだけの人間がいて、これだけの広さがあると思いますが、これだけ保育士さんが居なければいけなくて、トイレはこうで、いろいろ決まりがあると思いますが、どこまでの決まりを作る必要があるのか、できるのかわからないですけども、そういうルールは今あるのですか、ということ。無いなら作る方向で、そろそろ第一歩を踏み出さないとまずいのではないかと、思っています。以上です。

【事務局】：アンケートやヒアリングからの意見を取り入れてこの目標を設定できたかという、個別具体的なところだと、まだこの支援事業計画について全てを反映できているわけではなくて、『預ける場所がほしい』とかそういったものについて、こういう『定員を増やしていきます』という文言で留めているのですが、先にご説明したようなこども計画とか、そういった今回のアンケートはこの事業計画のために策定しましたが、今後の施策やこども計画の策定の際にそういったものも取り入れて、全体として整理していきたいというように考えております。

放課後こども総合プランの『質の高い』とか『適正』というところにつきましては、まずルールとしては、放課後健全育成事業については面積要件がほとんどで、あとは支援員を2人もしくは1人というルールがあります。おっしゃられたとおり、現場の利用状況はかなり利用者がおりまして、分散させる意味でも民間の児童クラブを誘致したり、放課後子ども総合プランの中でも、子どもたちが楽しく過ごせるようなイベント等を話し合っってより良いものにしていきたいとは考えております。

あとは、公立には放課後子ども教室と児童クラブの2つがあって、先ほど言った面積要件などは児童クラブ1人当たり何平米というのがありますけれども、子ども教室については無いので、おっしゃられていたのはたぶん定員がない方の子ども教室の状況だと思えます。日進市内はやはり預かってほしいというニーズが高いので、どうしても児童クラブの定員に漏れてしまったお子さんについては子ども教室の利用となっていて、そういったところが課題ではあると認識していますので、解消していきたいと考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】今言っていたようなことは、ここに載ることはないですか。明確に『適正』というのはこういうことだよというのは。保育園みたいなことで良いと思いますけれども。

アンケートについても、どういうふうに反映されたのか、どういう位置付けなのかというの、もう少しはっきり明記してほしいです。

【事務局】児童クラブと放課後子ども教室、これらは放課後子ども総合プランとして一体ですけれども全く違う事業で、児童クラブは福祉的な放課後健全育成事業というものになってくるが、放課後子ども教室は本来子どもが放課後を自由に過ごす居場所で、定員というものがそもそも制度的にないものでございまして、児童クラブの代わりとなっていることが本当に適正なのかということも課題だとは感じていますが、ここにルールを設けるということが制度上できないというもので、全学区でお子さんの放課後を過ごす場所として必ず確保していかなければいけないものとして実施しています。

ここをお子さんがのびのび過ごす場所とするためには、児童クラブを充実していくことで、児童クラブで本来お預かりできる子はそちらで過ごしていただけるようにしていきたいということで、こういう人数とさせていただいているとご理解いただきたいと思います。

【委員】細かく、何人、どれぐらいの面積で、こういうプログラムがあっみたいないことは書けないということは、それはそうだなというふうに思いますが、例えば、「子ども条例を遵守した運営をします」とか、そういう一言があるだけでも何か違うような気がするんです。「子どもがのびのびと過ごせる場所を目指して」とか、何かもう少しあるのではないかと。『適正な』という言葉よりももう少し何かないかなというぐらいです

【事務局】ご意見ありがとうございます。

この計画策定にあたりまして、まず子ども子育て支援事業計画がどちらかという量に着目をしており、計画期間の量の見込みと現状の実績から過不足が生じた場合、どのような確保を進めていくか、そして、そのための補助支援を反映していくための計画でございまして、日進市の場合は他の自治体様と比べますと、まだお子さんの数も多いということで、なかなか量的なところを十分満たしていないというところがございます。ですので、一応そういった意味では、まずは量の確保の方にどうしても入ってしまうということ。

また、子どものアンケートも、この計画自体、各自治体が本年度策定するにあたって、愛知県も各自治体の量の確保の情報をいつまでにという形で報告を求めてまいりま

して、このように県も量の確保を優先した形で計画を策定するということがござい
ますので、正直質的な面で至らないところもあることは事実でございます。ただ、先ほど
事務局からもお話がありました、愛知県がこども計画を策定中ですが、これは国の方か
ら作成が義務づけられています、同様に市町村におきましてはこの県の計画も踏まえ
て、いわゆる努力義務ではありますけれども、作成していくということが求められてい
るところでございます。このため愛知県のこども計画策定後に、本市でも実際に他の自
治体で一部取り組み始めているこども計画とこの子ども子育て支援事業計画を一体化さ
せたような計画を策定してまいりたいと考えておりますことから、その際にアンケート
の意見をより反映させていきたいと考えているところでございます。

また、質の面に関しましては、実は保育園などでも、いわゆる民間の保育所とかそう
いったところが関わることによって、それぞれの民間児童クラブ事業所の独自サービス
と申しますか、そういったものをうまく取り入れながら質の向上に持って行けないかな
と考えているところでございます。委員のおっしゃるとおり、そういったところで、特
に放課後子ども教室の質的なことというのは、保育の方に比べると少し文言が足りない
というところもありますが、その点は改めて検討させていただきたいと思っています。
よろしく願いいたします。

【委員長】 個別目標ごとにいくつかのアンケートやヒアリングの意見が掲載してあるわけ
ですが、例えば今ここに先ほどの個別目標『小学生の放課後の居場所づくりの充実』の
ところに3点の意見が載っていますけれども、全体に言えることですが、必ずしもこの
3点だけに限定されたものではないと思いますし、逆に言うとその1つの、例えば子ど
もの居場所という意見なども、子どもの意見の自由記述の中にもいろいろ書いてあるわ
けです。その一つ一つの意見が、1か所に限定した個別目標の意見にもならないと思う
のです。ですから、個別目標ごとにこういう形で意見を掲載するのが適切かどうかとい
うところ。逆に、例えば基本目標ごとにまとめて掲載するか、あるいはもう全体として
これを1個、例えば自由記述などをどこかにまとめて、今回の事業計画全体がこうした
子どもの意見やヒアリングに基づいて作成されましたという形にした方がよいのではな
いでしょうか。どうですか皆さん、その辺りもしご意見があれば。

【委員】 私はこの4章の施策の展開を拝見していて、アンケート・ヒアリングからの意見
が付いたことですごくイメージしやすく、それぞれの施策の内容が結構難しかったり
するのですが、こういった声に対応しているものだということがイメージしやすかった
ので、パブリックコメントとしては掲載することが良いのではないかなと思いました。

でも、確かに必ずしも施策の内容とその箇所にあるヒアリングからの意見が対応していないところがあって、細かく見ていくとやはりずれるところなどがあるので、こういった意見がすごくあるなというのが見られることは良いが、委員長がおっしゃったように掲載の方法をもう少し見直すと良いのかなと思いました。

あと、私が恥ずかしながらこのパブリックコメントというものを一度も出したことがございません。こういったものがホームページで見られたり、公共施設に置いてあったりして、お答えするのですよね。これ、いつもどれぐらいの人数の方がお答えしているのかなと。

【事務局】パブリックコメントは、市の事業や計画を作る際に必須のものとして実施しています。内容によりますが、前回の中間見直し計画では数名からご意見がありました。

【委員長】パブリックコメントのあり方というところに関しては今後の検討も必要なのかなと。例えば、これは子どもから意見を聞いているわけですから、「これで良いですか」というのは本来は子どもに示して意見を求めるべきものだと思います。ただ、従来のやり方でそれはできませんので、そこはちょっと別のところでパブリックコメントの見直しについては、幅広く議論をしていく必要があるかなというように思います。

もう1点、先ほどのアンケート・ヒアリングからの意見の掲載方法。これは、委員によってもおそらく「これはここの意見だ」という見解もたぶん違ってくる場合があると思いますので、この掲載方法についてはぜひ一度検討し直して、また皆さんにご確認いただくような形にした方が良いかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。

委員長が言われますように、いただいたご意見について、複数の基本目標に関連するものもあるだろうということは確かにございます。ですので、先ほど委員長から提案がありましたように、いただいたご意見がそれぞれの基本目標のどれにあたるのかといったような形の整理をさせていただけたらと思っています。また、こちらの方につきましては、持ち帰って整理の仕方を考えたいと思います。ありがとうございます。

【委員長】はい、よろしくお願いいたします。

それでは、その他ご意見ご質問いかがでしょうか。

【委員】『子どもの権利侵害に関する対応』について、いくつか質問をさせていただきます。

まず、『子どもの権利擁護委員の配置』について、市のホームページを見ると伊藤先生を始め、立派な先生方が3名、権利擁護委員としていらっしゃるのですが、実績もホームページに載っておりましたけれども、平成23年度から令和元年まで相談件数がたった3件で、しかも実際に調査に至った事例は1件しかないという、本当にこの制度は知られているのだろうかというところが非常に気になりまして。なぜかという、私はどうしても障害児の差別や偏見という相談を日々受けることが大変多くございまして、それこそ明らかに権利侵害だと思われるものはこういった権利擁護委員さんに相談したいと思うのですが、なぜこんなに少ないのかというのをまず1件。

あともう1つ、差別事例などになると、こちらの権利擁護委員さんに相談するのがいいのか、それとも地域福祉課の中にある虐待防止センターでしたか、そちらが差別解消の取組をされているということなのでそちらに相談するのか、一体どちらが良いのだろうかということが2点目の質問。

3つ目が、これは過去のこととして聞くことが多いのですがすぐに対応できないことばかりなのですが、以前だと幼稚園に入園を断られたであるとか、今はさすがにそういうのは少ないですが、入園してから、非常に厳しい言い方をすると肩たたきにあって、こういう手の掛かる子はうちでは見られないからということをやめろと言われて、結局居づらくなって園をやめざるを得ないという事例は、いまだになくなることはないです。ただこれを、例えば市役所や各所へ相談すると、幼稚園は「市町村としては監督権限がないので」という言い方をされて、結局これも過去のこと親御さんから聞くことが多いので、辞めてしまった後なものですから、我々としてもどうしようもないし、結局市へ相談しても監督権限がないということで、結局は泣き寝入りというか、という事例はやはり後を絶たないというのがずっと非常に無力感を感じる事が多くて。差別解消法もこの4月に改正されて、民間の事業者も合理的配慮が努力義務ではなく義務になったというところで、何かできないものかなというのはずっと思っております。

障がいのある子のことばかり申し上げて非常に申し訳ないと思いますが、子どもの権利を守る最後の砦としてこういう仕組みがあるというのはとても大事なことだと思うので、実際に相談したけれど結局は何もしてくれなかったというのは、保護者にとっても子どもにとってもこんなに悲しいことはないもので、何かこの辺りの周知啓発もそうですし、今言ったような事例に、実際に市町村として動ける部分があるのかどうか、ここを含めて少しお尋ねしたいと思います。

【事務局】ありがとうございます。

まず、人権相談の件数が少ないというところがございますが、条例に基づく権利侵害だということで、申し立てに至る方はかなり少なく、調査に至る前又はそれよりももう少し手前までの対応にとどまっております。例えば先ほどおっしゃったような保育園でのトラブルだったり、悩み事、家庭内での相談と絡めて家庭児童相談員の方が相談に乗ることは実際ございます。なので、権利侵害の条例の申請に至るまで調査したという件数は、実績のホームページに上がっているとおりになっています。

また、差別解消法との関係ですが、関係機関のいろいろな部署に相談が入ったときには一緒に対応について考えさせていただいておまして、差別解消法の方で対応した方が良いのか、子どもの権利の条例の方で対応した方が良いのかも含め、調整をさせていただくことはしておりますので、どちらに相談していただいても大丈夫かと思えます。

また、このような情報を市民が知らないのではないかというご意見を頂戴しておりますけれども、広報やホームページなどでは周知をさせていただいているところですが、機会をみまして、いろいろなところでこういった条例のことについても啓発をしてみたいと思っております。

やはり子どもたちですとかその保護者の方々も含めてになるかと思いますが、こどもの人権に対しての周知というのは足りていないといえますか、知らないからそういった相談もないということもあるのかなとは思っています。他の自治体の取組をみますと、例えば各自治体到人権委員さんなどがみえるのですが、そういった方々が例えば学校に出向いて、子どもたちに自分たちの人権について考える機会、学習の場といえますか、そういったものを設けたりなどもありますので、やはり一番はよく知っていただくということが大事なのかなと思います。そのあたりは、私どもの方も人権擁護委員さん方のご意見ですとか、例えば必要に応じては教育委員会の方にもまたちょっとお話をさせていただきながら、どうやってうまく周知させていったら良いのかというところを考えていきたいと思えます。

【委員】幼稚園の指導については、結局はどうしたら良いのでしょうか。僕は結構相談が多いので、いつも悩むのですけれども。

【事務局】幼稚園につきましては、市に直接の監督権限はありませんが、入園決定したもしくは入園前のお子さんに対してのその権利侵害だとか人権擁護については、しっかりと幼稚園に取り組んでいただきたいというところもありますので、今、市内4幼稚園ありますけれども、そこは顔の見える関係を作って、しっかりとその人権侵害がないように注意してもらっていかねばと思います。

【委員】特定の幼稚園について、別に非難しようということではないので。幼稚園側の事情もわかりますけれども、親御さんのつらい気持ちもわかっていただきたいなというのが一番です。

【委員長】子どもの権利を守っていくためには、やはりいろいろな取組が必要だと思います。相談を待っているというところでは、あまりにも受身的だと。まず、何よりもその子どもの権利というものの意識化というところから、普及啓発が十分にされていないと思います。1つのツールとして、子どもの権利ノートというものを自治体で作っていくということは、各地で取り組まれていることですが、これは新規事業になってしまいませんか、これをもしやるとすると。そのあたり、今の計画の中でそうした新たな事業を第三期で入れていくということが、まずそもそもどこまで可能なのか、できるのかできないのかということも含めてなのですが、子どもの権利ノートを作って全ての子どもに配布するということは、これはまだできていないですか。

【事務局】このあたりにつきましては、愛知県のこども計画を参考として市としてもどこかのタイミングでこども計画を作っていくといけない。その段階では、何らかの方策を考えていく必要があると考えているところでございます。

【委員長】このあたりでは最初に名古屋市が子どもの権利ノートを作り、私はその時に編集員をやっていました。もし日進市でも取り組むのであればぜひ協力させていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】個別目標1と2のどちらに関わるかわからないですけれども、個別目標2のところの『学校保健教育』のところに『薬物乱用防止学習等の健康学習を行います』とはっきり書いてありますけれども、「子どもに対しても権利学習を行います」という文言がどこかに入らないかなと思いました。それも、日進の小学校に在籍している間に必ず全児童が受けられる仕組みの中での権利学習の実施というのを検討していただきたいなと思ったのが1つ。

それからもう1つは、『児童虐待の発生予防の推進』のところで、DVに特化した目標になっているように見えますけれども、これは何か理由があるのですか。なぜかといいますと、子どもの虐待において今一番深刻でなおかつ新聞を賑わせているのは性虐待でありまして、心理学でもすごく大変なことですが、性虐待に対する意識というのは本当に私達は低いですし、大人が思っていることや、それから見たり聞いたりすることが「あれは性虐待だよ」という観点がまだまだ低いと思いますので、ぜひこの性虐

待についての啓発というか、理解を深める何かがあったら良いのにと考えたので発言させていただきました。

【委員長】ありがとうございました。

今ご指摘の点は、本当にそのとおりだと思います。基本目標1の2番目、『虐待・DV予防、防止』と書いてありますが、『特に心理面での虐待に対する予防啓発を進めるとともに』ということではなくて、全ての虐待は例えば4種類に分けられるとすれば、全ての虐待をやはり防止しないといけない。今の委員からのご指摘というのは、心理的虐待というのは件数としては非常に少ないけれども、実は潜在的にはもっと何倍もいるのではないかとということがずっと指摘されている部分で、表に出づら部分なので、余計やはり皆さんにご理解いただきたいという、こういうご指摘だったと思いますけれども、この辺りについていかがでしょうか。

【事務局】まず、子どもの権利の学習の機会ということで、学習機会の提供というか、学校側と課題を共有してやっていきたいということは考えておきまして、具体的にその権利学習をやっていくという内容の1つではあると思います。

この中の『児童の権利を守る強化月間の取組』の中の1つとしていずれ学習の機会を設けることを考えておきまして、ここに含まれているということをご理解ください。

2つめの『虐待・DV予防、防止』については、委員長がおっしゃられたとおりですので、こちらが特に心理面での虐待となっています。全ての虐待が許されるものではないと考えておりますので、そのような内容にしていければと考えております。

【委員】子どもの権利の尊重については、仕組みとして日進市の小学校で6年間過ごした後は、どこかで自分にどういう権利があるとか、子どもが自分の権利について知る機会、しっかり学ぶ機会がないので、希望する人だけ聞くというのではなくて、全児童が自分の権利について学ぶ機会があった方が良く思っていて、権利擁護委員の方でも子ども自身が相談できる体制がすごく大事だと思います。そうするとやはり、子どもは知っていないと相談もできないので、どこに電話したらそういう人が話を聞いてくれるかというのも含めた自分の権利を知った上で、権利侵害があったときにはここに相談すれば良いよという、そういう学習を全児童にしていいただきたいなという希望を持っています。

もう1つは、性虐待が本当に深刻なのはもう皆さんよくご存知だと思いますけれども、親が思っていない性虐待というのがあって、それもすごく理解してもらいたいと思います。それも、子どもが権利学習を受けていれば自分のされていることはおかしいと

思えるのですが、それを受けていないと、なかなか自分の受けていることが小さい時からずっとそういう関係性が続いてくると、おかしいことだと気付く機会がすごく遅くなってしまいますので、やはりその権利学習とその権利侵害、虐待ですよ、それがセットになっていると思うので、大人もその性虐待に対するアンテナを高くしてもらいたいというのをここ数年、10年ぐらいずっと思っていることでなかなか進まないの、ちょっと今機会があったので発言しました。

【委員】学校で今取り組んでいる部分でいうと、薬物乱用防止教室、人権教育については取り組んでおります。おっしゃるようにその権利学習というところになると、実際には人権はやっているけれども、子どもの自分がどういう権利を持っているかということについては、今は実際やっていないというのが現状だと思います。なので、日進市の子どもたちがどこかで取り組んでいくといったときに、今のカリキュラムもすごくガチガチな状態ではありますので、例えばこれは自分の今ぱっと思いついた部分だと、例えば2、4、6学年とか、学年を決めて学ぶ機会をいくつかの段階に応じてやれると一番良いのではないかなという事は思います。それを、学校の方でまたプログラムを組んでくれと言われると、それは多分ものすごい負担が大きいので、例えばなんですけれども、人権教育だったらこういう先生がこういう公演をやっていますよ、というのは確かに学校も調べていますけれども、そういうプログラムのものを組んでいただいて、それを時期的なところは決めてもらって学ぶ機会を設ける。それで、話を聞いて「こういう権利が自分にあるんだな」そんなことを学ぶ。そういう形に設定していくと、無理なくやれるのではないかなというように思います。ただそれは例えば、今、2、4、6年生と言いましたけれども、毎年となるとやっぱり苦しい部分も出てくるので。ただ、僕も自分の中で、例えば6年生でやったらわかるのかというのはそれは全然自信がないので、であれば発達段階に応じて設定するというのは1つの方法かなと聞かせていただきました。

【委員長】やはり、子どもの権利条約を具体的に取り上げて、一番中心となる大事なところを子どもにわかりやすくお話をしていく。学校の先生もあまり勉強されていないので、意識としてあまり高くないのが現状だと思います。ですから、やはりこれは市としてきちんと学校現場等を使って、権利条約を学ぶ機会。「人権」「人権」と言うと霞んでしまいます。「子どもの権利」ということをもっと定着させていかないといけないかなと思いますので、ぜひ僕からもお願いしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

【委員】子どもの自由意見のまとめということで、こちらについてですけれども、今回、子どもたちからいろいろな意見をもたらしているので、ぜひこの貴重な意見に何らかの形で応えてほしいなと思います。例えば、問12の一番上の意見で、『ゴミが多いから地域のみんなで掃除する機会があれば良いと思う』と書いてあることに対しては、地域で一斉清掃をしたり、自治会でやったりなどしていると思うので、そういう情報を答えてあげたり、なるべく聞いただけではなくて、きちんと何らかの形で、大変かもしれないですけれども、きちんと聞いて応えてほしいなというのを思いました。

【委員長】ありがとうございました。

貴重なご意見だと思います。少し私からも追加で補足して今の部分について述べさせていただきますのですが、今日、『自由意見のまとめ』というのを初めてさらっと見ただけですけれども、これは本当に大事な意見がたくさん書かれていると思います。全体的に気になったのは、小学生はやはり『遊び場』という言葉を使ってありますけれども、『ショッピングモール』や『飲食店』というのも書いてありますが、中には『自然があつたら良いな』など。そして、中学生は今度『勉強できる場』とか、やはり『施設』とか『公園』とか『公共施設』などというキーワードがたくさん出てくると思います。もちろん、『ショッピングモール』というのも出てきます。それから、高校生は『運動できる場』とか、やはり『ショッピングモール』、『娯楽施設』。これはやはり居場所の問題で括れる部分がぱっと目に入ってきました。そうしたときに、今回の計画で例えば『小学生の放課後の居場所づくり』というのがまず文言としては出てきます。ただし、その中の下に『全ての子どもが』というふうに書いてあるときに、この『全ての子どもが』という、でもこれ小学生の居場所づくりだよねと、少し違和感を感じたのが1つあります。

それから、社会的養護の部分ですが、先ほどのところで、居場所づくりのものがありません。新しい事業として、5章の方ですか、『児童育成支援拠点事業』、これは令和8年からやると書いてありますけれども、『養育環境等に課題を抱える子どもの居場所』、これはバラバラにこういう形で出ているのですけれども、もちろん家庭環境がよろしくない子どももそうですが、全ての子どもがやはりもっと居場所がほしいと。なぜショッピングモールと書いているかといったら、これはやはり楽しくそこで過ごしたいわけだし、中学生だとやはり図書館とか勉強したりとかするけれども、勉強したり食べたりしながらワイワイやりながら交流したり、スポーツしたりとか、いろいろな意味合

いでやはり自分たちがいる場所というところを意識して意見を出してくれているかなという印象を持ちましたので、この辺りも含めてどうこの計画に活かしていくかというあたりについて課題が突きつけられたかなという思いですが、ぜひそこも含めてご意見を、市の皆さんからいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

居場所づくりは、この計画の中では数少ない形での載せ方をしているのですが、様々あることは承知をさせていただいているところでございます。この子どもの居場所の方に関しましては、貧困のことであったりとか居場所の関係というところから力を入れていくということもあるのと、先ほどの愛知県の子ども計画になってしまうのですが、その中でも愛知県の計画の体系のところでは一番上に居場所づくりというのを触れております。私どもとしましては、大元である愛知県のこども計画が策定されましたところで、こういったそれぞれが網羅されているこの基本施策、こちらの中で本市としての必要な部分といいますか、そこに力を入れて進めていきたいなというように思っているところです。

【委員長】 確認ですが、この三期計画というのは、二期計画を踏まえて、微調整というか、加筆修正していく程度のものになったという考え方で進んでいるわけですね。

【事務局】 そうですね、基本的には、例えばこのニーズ量の求め方ですとか、そういったものが国により決められており、それに即した形で作成しております。計画自体も第一期、第二期と続きまして、第三期も基本的にはそちらをそのまま踏襲していくというものにはなっております。

【委員長】 そうすると、そういう調整の中でできる範囲での修正をということですね。

【事務局】 そうですね。今回につきましては、先ほども申し上げましたような形で、十分な時間といいますか、県にも数値の報告を求められたりということもございましたので、こういう形になっているのですが、先ほどもお話がありましたように、本市としましては、県のこども計画ができ上がりましたらそれに基づきまして、本市独自のこども計画というものを策定することになりますので、そこで対応していくことを考えています。

【委員長】 よろしくお願ひしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

【委員】子どもの権利の啓発という観点と、もう1つパブリックコメントのあり方という2つに跨る話でしたけれども、1つ聞きたいのですが、この子どものWEB調査の自由意見のまとめとか、この支援団体のヒアリングというのはどこかで公開されるのでしょうか。なぜこれを聞いたかという、今の子どもたちがどういうふうにして生活をしているのかということ、子どもがいない世代の人たちには想像しづらいところがあると思っています。見ても良いものであれば、公開していろいろな人に見ていただくと、「今の子どもって、こういう遊ぶ場所ないんだね」とか、「柔道を週に6回もやらされている子がいる」とか、そういうことに気付く良いきっかけかなというふうに思うので、できれば見られる状態、多くの人が見られるような状態になると良いのかなというふうに思います。子ども自身も、先ほど権利の啓発の話がありましたけれども、去年、一昨年ぐらいに小学生の子に「子どもの権利って知ってる？」という話を聞く、私の団体の企画をしました。そこにいた子は「知らない」と。小学6年生の子でも「知らない」と言っていて、聞いたことがあるという子も、子どもの権利というのは人身売買とか、性犯罪、虐待みたいな、そういう「ニュースに取り上げられるようなことだけだと思っていた」という意見がありました。この自由意見の中に書いてあることというのも全部子どもの権利に関する事で、「『遊ぶ場所がない』もそうなんだ」とか、「『友達ともっと喋りたい』もそうなんだ」とか、言って初めて気が付く。習い事をすごくさせられている子が、親に「あなたのためだから、あなたの将来のためだから」と言われて、「そうなんだ」と思っていたけれど、遊ぶ時間が全然ないとなったときに、「僕の遊ぶ権利って言って良いんだ」ということに気付くきっかけにもなるかなと、このツールが、ということもあります。パブコメの意見が少ないということもありますが、たぶんこれは大人の人たちがすごく喜んで見るという少し語弊がありますけれども、興味があると思うので、ぜひこの冊子と一緒にこれも何か見られるみたいなことになっていると、興味を持ってくれる人がいるのかなと思いました。

【委員長】：公開となると、このアンケートを取ったときの約束が、子どもたちにどういう趣旨で捉えられているかによると思うんですね。施策を、計画を作るために取りましたということだけであれば、ここに反映する形では良いかもしれないけれども、そのあたりはどのようなアンケートの取り方をしているのかというところを踏まえて、考えないといけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 今回の皆様にお示ししております意見のまとめと、ヒアリング結果につきましては、今日の会議の議事録とともに審議会の資料として、ホームページで公開をしていくというところで考えております。計画と一緒に公開というのは現在考えておりません。

【委員長】 子どもたちに書かせるときには、そういうことは伝えてあるのでしょうか。

【事務局】 今回の子どもたちのアンケートを取るときには、「計画の策定のために取っているものです」という示し方をしております、なので自由意見のあまり個別具体的な個人が特定できるようなところを公開するのは適切ではないと思っております。

【委員】 そうですね、きっと事前にこれを「公開しますよ」と言っているか言っていないかがたぶん大きくて、言っていないとすると「出ちゃうんだ」というところで、少し戸惑う子もいるのかなということをおもいました。

ただ一方で、先ほどせっかく書いたのだからそれに何か「こういうふうには日進市としては考えているよ」とか、「こういうふうに対応していくよ」という回答は私もあって良いのかなと思います。今おっしゃったその個別具体が、例えば『柔道週6』という、「うちの子じゃん」となってしまうので、そうではなくて、たくさん習い事をしている状況がちょっとつらいなというか、しんどいお子さんがいます、みたいな話。

あと、私はこれを見たときに、子どもの自由記述の『小さい子がなくて高学年が自由に遊べる場所とカードゲームができ、好きなだけインターネットが使えるゲームができる場所があると良いな』というこういう意見が、おそらくこのヒアリングの中での『同年代の友達とトラブルが生じた際の解決能力が弱い』とか、『コミュニケーション力』というところにちょっと通じるのかなと思うと、意見を全部叶えますよ、考えますよ、変えますよっていうのも私は違うと思います。そうではなくて、日進市の子どもたちに対する願い、私達はこういう子どもたちに育て、もちろん権利も保障するけれども、こういうふうになってほしいなというようなことも含めて、何か回答をとというのは可能なのでしょうか。こういう意見があった、できることは例えば「こういうふうにしていくよ」、先ほどのゴミ拾いの所だったら「こういうことやっているんだから、そこにどんどん参加してね」というのは全然あっても良いと思いますけれども、こういう「自分たちが本当に特定の子どもたちとゲームをじゃんじゃんできる場所がほしい」という意見に対しては、「もちろんそれも楽しいよね、だけどこんな体験も日進市ではできるんだよ」という話とか、何かフィードバックできるということはどうなのでしょう。

うか。先ほど、そういうのがあると良いなというのに対するお答えと共に教えていただけると良いかなと思います。

【事務局】他の職員にも見てもらおうと良いなということを担当としては思っておりまして、市全体の例えばバスのことであったり、こういう意見があるよというのは、市の他の部局が作っていく施策にも当然活かせるものとは思っておりますので、庁舎内での共有というのは1つ考えているところでございます。

【委員長】日進市の施策の改善とか、今回の計画立案に向けて取ったアンケートだということであれば、それに真摯に答えていくのが何よりも大事な事かなと思います。個別の自由記述を勝手に公開するということについては、子どもの許可を取らないといけないことなので、そこは慎重にするべきだろうなと思いますし、個人が特定されることは絶対にあってはいけないわけなので、そのあたりはご検討をぜひお願いしたいなと思います。

一方で、やはりいかに大人に子どもの意見や、そうした権利を理解してもらうか。例えば、子どもには休息と遊びの権利がある。休息を取り、遊び、余暇の権利があると権利条約に書かれているわけですから、そういったことも含めて子どもたちにももちろん自覚をしてもらいたいし、それから周りの大人たちもやはり権利を「こんな権利がきちんと明文化されているんだ」ということがわかるのとわかっていないので全然違うと思うので、そのあたりをどう普及啓発していくのかというのは1つの課題として、大きな課題としてあると思います。

【委員】子どもの居場所づくりでよく話題になる、地域で集まっても必ず話題になるのが遊び場の問題ですけれども、『子育てを支える都市環境の整備』ということで公園等の整備について書いてあるところのヒアリング意見で、子どもたちが望んでいるサッカーボールとか、自由にできる遊び場づくりという希望ですけれども。上の施策の展開を見ていると、公園とかいろいろありますけれども、『道の駅の事業整備』で『子どもが自由に遊べるような施設・広場ができる』とありますけれども、こういったところで子どもたちの希望がカバーされるというように考えて良いのでしょうか。もう割と年齢が限られてきたりですとか、のびのび遊べないというようなことがなく、楽しくのびのび遊べるような場所ができれば良いなと思って拝見いたしました。

【事務局】ご意見ありがとうございます。

道の駅における公園、広場についてですが、サッカーですとか、壁に向かってのテニスのようなものですとか、野球ができるような場所ではないと思います。どちらかという

と、小さいお子さん向けに屋内にはいわゆるキッズコーナー的な施設があり、屋外には、例えば芝が敷かれている感じになっています。このため、道の駅では難しいかなと思っています。

あと、実際にサッカーボールやバスケットボール等ですが、公園で行うことについてお近くにお住まいの方から様々な意見が出たりしてしまっていて、どちらかというと市でルールづくりというよりは地域の中でご理解をいただきながら行えるというような形になっているところが今の実情にはなっております。

【委員長】ありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

「その他」に関しまして、事務局いかがでしょうか。

【事務局】特にありません。

【委員長】よろしいですか。

そうしましたら、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】約2時間、貴重なご意見をありがとうございました。しっかりと事務局の方でこの意見を踏まえて、この計画の案を修正させていただきたいと思います。

来月21日からパブリックコメント実施ということで、年末年始にも入ってまいります。事務局からのご提案ですが、修正案を委員と協議をして、委員長にご承認いただいた上で、パブリックコメント案として委員の皆様にお示しをした後、パブリックコメントを実施させていただきたいと思いますが、修正につきましては委員長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なし】

【事務局】ありがとうございます。

以上をもちまして、第3回の日進市子ども施策推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました

(閉会) 午前12時00分 閉会